

経済産業省 第8回 AI 原則の実践の在り方に関する検討会  
議事概要

令和5年3月1日  
16:00~18:00  
オンライン開催

■ 民間企業における AI ガバナンスの取組（富士通様の事例）に対する質疑応答

---

- ◆ 貴社の AI 倫理外部委員会が対象とするのは、国内のグループ企業か、それとも海外のグループ企業も対象に含まれるのか。海外の企業も含まれる場合は、各国によって異なる基準にどのように対応しているか。
  - 「富士通グループ AI 倫理外部委員会」は、富士通グループ全体の AI 倫理の取り組みを対象として評価する委員会であるため、当然に海外のグループ企業も対象となっている。「富士通グループ AI 倫理外部委員会」では、富士通グループ全体として目指すべき基本的な理念や方向性を議論しており、世界各地域の文化や受容性の実態も着目したうえで、共通に順守すべき規範やローカルに判断すべき基準を検討することも議論されている。
- ◆ 人権やプライバシーなど、普遍的に守るべきものは、国や地域による差に関わらず、常に守られるべきではないか。
  - ご指摘のとおりであり、人権やプライバシーは普遍的に守られるべきものと認識している。ただし、受容の在り方や法制度、例えば学校における子どもの生体認証に関する規定など、各国の法律によって違いがある場合もあるため、統一的な基準を定めるににくい領域もある。しかし、今後これらの多様なエリアにおける知見を積み重ねていくことが、全体として適切なガバナンスの実現につながると考えているため、積極的に取組を進めていきたい。
- ◆ AI 倫理上の問題が発見された場合に、製品やサービスの開発や提供を中断する仕組みは、どのように実現されているか。
  - 当社の場合は AI 倫理部門長が法務部門も兼任しており、法令違反や倫理問題につながる可能性がある場合は、製品やサービスの開発を中断することがある。すでに提供され中断が難しいサービス等について事後的にリスクが認識された場合は、どのようにリスクを回避するかというプロセスを追加検討する場合もある。業種や事業の内容によって、予見されるリスクの大きさや対応策は大きく変わってくるため、顧客企業と相談して検討する場合もある。
- ◆ AI ガバナンスに関する富士通の取組を消費者に伝えるための取組は行っているか。
  - AI ガバナンスは弊社だけが取り組んでも完成するものでなく、顧客企業や消費者とともに取り組む必要がある。ただし当社は BtoBtoC のビジネス形態が多く、消費者との直接の接点をそれほど多くないため、消費者との接点を有する顧客企業を通じて、消費者に当社の取組を伝えていただくことが重要であると考えている。

- ◆ AI ガバナンスに関して、「法の空白」が問題となっている領域はあるか。
  - 分野や事業によっては、適切な規制法が存在しない「法の空白」が発生している領域もありうるが、現実的な課題としては、AI の活用実態とリスクを適切に把握することがまだ十分ではない場合もあり、法律の整備以前の課題への取組も重要であると感じている。
- ◆ 企業経営において昨今注目されている無自覚なバイアス（Unconscious Bias）を AI 倫理と関連づけることで、AI 倫理に対する関心を高めることができるのではないか。
  - 重要なご指摘であり、ご指摘を参考にして、今後も取組を進めていきたい。
- ◆ 企業間取引を含めたバリューチェーンの中で、どのように AI の信頼性を担保していくべきか。
  - 当社の場合は、AI を自社で内製するケースがほとんどであるため、自社の取組をオープンにすることで、顧客企業の信頼を得ることが重要であると考えている。また、技術面でも、オープンソースの信頼性の検証などの技術的な取組も進めている。

## ■ AI 条約交渉の概要

---

- ◆ ゼロドラフトによれば、リスクベース・アプローチに基づいて、公共性の高い部門から取組を進めるとのことであるが、これは公共性の高い部門のリスクが高いと認識されているということか。
  - ご指摘のとおり、司法や税務なども含む公共部門で AI が活用された場合のリスクが大きいという考え方も背景にあるほか、例えば米国では民間部門に対する規制が現実的には困難であるという事情もあり、規制の対象となり得る公共部門が主要な対象とされている。
- ◆ ゼロドラフトには損害を受けた場合に救済する仕組みについて書かれているが、救済に責任を持つのは各国政府なのか、それとも、欧州評議会の組織なのか。また、損害を評価する組織はどこか。
  - 欧州評議会の組織が対応するのではなく、各国において、裁判所等に対して適切に訴えを起こせるような体制を整える義務が課されることになる。損害を評価するのは、最終的には各国の裁判所になると想定される。
- ◆ AI の国際標準化に関する検討の過程で、ガバナンスの対象をどのように定義するかが議論されている。例えば、日本でも大規模な組織では、最近インストール可能なソフトウェアのインベントリが作成されていることが多い。このようにコントロールする対象をリストアップすることは負担が多いように見えるが、実はその方がリスクコントロールしやすいという指摘がされている。

## ■ 今後の取組の方向性について

---

- ◆ 昨年度の本検討会では、例えば AI ガバナンスの実践に対する企業側のインセンティブの問題などが課題として挙げられたが、それらの課題はどのように位置づけられているか。
  - 引き続き重要な課題であると考えている。昨年度課題として挙げられた、政府の調達要件への

組込みやコーポレートガバナンス・コードとの関連付けなどについても、引き続き検討を進めている。また、より抜本的なインセンティブ設計のあり方として、アジャイル・ガバナンスを実践するための具体的な法制度のあり方に関する検討もあわせて進めている。(事務局)

- ◆ 先日、欧州委員会から、AI 責任指令と製造物責任指令の改正案が出されたが、EU がハードロー的な規制を強めると、日本のグローバル企業はそれに対応せざるを得ないため、EU が主導権を握るような状況が生まれつつある。この点については、どのように考えているか。
  - 全世界的なルールの整合性や相互運用性をどのように確保していくかは、今後の課題であると考えている。(事務局)
- ◆ AI の利活用が今後さらに進むと、既存の法令では対応が難しい「法の空白」領域が明らかになると予想される。それらの領域に対する取組も、ぜひ今後進めていただきたい。
- ◆ 「法の空白」領域に関して、具体的な規制がなかったとしても、民法のような一般法が存在するため、何をしてもよい自由があるわけではない。その点については、誤解を生まないように注意喚起が必要である。
- ◆ 「AI ガバナンス・ガイドライン」は、各企業や組織の状況に合わせて対応できるように、ソフトローとして位置付けられているが、自社に最適な仕組みを模索し実現するのは、実務的にも負担が大きいという声が多い。結局何を守ればよいのか、順守すべき基準を示してほしいという日本企業のニーズを踏まえると、最低限守るべき基準をハードローとして示した方が、実務上の負担が軽減される可能性がある。
- ◆ AI の利活用におけるリスク評価について、具体的にどのように企業が取り組んでいるのかが消費者には分かりにくい。リスクの影響評価などの指針や方法を具体的に示すことで、企業にとっても参考になるほか、消費者にとっても有益であると思われる。
- ◆ 「AI ガバナンス・ガイドライン」や AI 倫理原則を、企業の実際の AI ガバナンスの運用体制としてどのように実現しているのかという点については、事例などの形で明らかにすると参考になるのではないか。
- ◆ AI 利活用に関するリスクについての企業や経営者の認識が、まだ十分ではない面もあるため、身近な事例の周知などを通じて、意識向上を図っていくことが重要である。
- ◆ 消費者に対しても、事例を紹介したり、通報窓口を設けたりすることで、AI 倫理に対する意識や理解を深めていくことが可能である。
- ◆ 損害を受けた消費者の救済の仕組みは、まだ不十分であると感じている。国際的な議論を活性化させるとともに、消費者の声を集める仕組みを実現することが期待される。

以上